

清代新疆における玉石問題

佐伯 富

【要約】 滿洲人殊にその權貴の官僚は入関後百年もたつと、漢人と変らぬ贅沢な文化生活を享樂する。ここから經濟的に窮し、その地位を利用して諸種の疑獄事件を惹起した。高樸もその一人である。彼は欽差大員として新疆に派遣されると、密売を禁止されていた葉爾羌の玉を密売して巨利を博せうとした。この事件には有力な官僚、郷紳や現地回族の有力者等多数の者が加わっていた。更に注目すべきは、清朝財政に重要な關係をもつ山西商人も參画していた。この密売の計画や運営には高樸の最も信頼する家人がこれに當っていた。本稿では葉爾羌の玉石の密売事件を通して、中国近世の士大夫の經濟生活を支えていた背景を探らうとしている。

史林 五三卷五号 一九七〇年九月

一、はし が き

『礼記』聘義第四八に

子貢問於孔子曰。敢問君子貴玉而賤珉者何也。為玉之寡而珉之多乎。

と見え、子貢が孔子に、君子が玉を貴び、珉を賤視するのは、何故であるか、玉が少くて珉が多いためであるかと、質問をしている。これに対して孔子は、そうではない、君

子は徳を玉に比したからであると、倫理的な説明を加えている。今ここでは倫理的な解釈は問題でない。古代において玉が君子に貴ばれていたことさえ分れば充分である。

『左伝』襄公十五年の条にも

宋人或得玉。獻諸子罕。子罕弗受。獻玉者曰。以示玉人。玉人以為宝也。故敢獻之。子罕曰。我以不貪為宝。爾以玉為宝。若以与我。皆喪宝也。不若人有其宝。

とあり、宋人の玉に関する物語を伝えている。すなわち、ある宋人が玉を得、これを子罕に献上したが、子罕はこれ

を受けない。玉を献ずる者がいうに、これを玉造りの玉人に示したところ、玉人は宝とすべきものであるといったので、献上したと。子罕は、自分は貪らないことが宝だと思

う。もし貴方がその玉を私に下さるなら、両方が宝を喪うことになる。双方がそれぞれの宝を失わない方がよいではないか、といったという。このエピソードは玉が当時の社会において貴重視されていたことを物語っている。子貢のいうように、玉は中国内地にはあまり、産しないので、数量が少なかったことも事実である。輸入品であったからである。それではどこから来たかというに、西域つまり今日の新疆省あたりから運ばれて来た。西域諸国から玉を買したという記載がしばしば文献に見うけられる。その産地は今も古もあまり変化はなかったであろうと思われる。玉の産地については、『清稗類鈔』巻八八「新疆鉱産」の条に

如葉城之密爾岱山。和闐呢蟻依山之玉河。洛浦之大小胡麻地。

于闐之闐子玉山。皆産玉区也。

と見える。葉城は清代の莎車州 Yarkand、洛浦は和闐州である。つまり莎車、和闐 Khotan が古来、玉の産地として有名であったのである。中国人はこの玉を入手するた

めにいろいろと苦心をした。宋代には磁器が発達するが、それは玉の模造品を造ろうとする夢が、実現したものであるともいわれている。

宋代にいわゆる士大夫なる者が出現し、文房具その他に贅沢な用具が愛好されるようになる、玉に対する士大夫の執着はますます強まったであろう。この傾向は清朝までそのまま続く。ここにとりあげようとする、玉石問題も士大夫、あるいは富豪の奢侈生活と関係する問題である。しかし、ここで問題にしようとするのは、士大夫や富豪の奢侈生活を論じようとするものではない。

一体、士大夫とは何かというに、文化的には読書人、政治的には官僚、経済的には地主資本家という、いわゆる三位一体の新貴族階級であるといわれる。私がかねてからの士大夫階級の経済的地盤に興味をもっていた。もう少し具体的にいうならば、士大夫の田地や資本はいかに運営されていたか。つまり、いかなる者に委託して利潤を収得していたかということである。この事務を担当していたのが、家人（家丁）である。清代の有力な官僚や軍人のうちには、数百名から千名にも上る家人を擁する者があった。彼等は

役所の事務をも担当するが、役所にはそれぞれの責任者がいる。彼等の事務を援助し、かたわら彼等を監督するにしても、それほど多くの家人は必要でない。それでは何のためにこれほど多くの家人が必要であったのであろうか。士大夫の土地や資本を管理し、それらを各種の事業に投資し、利潤をうるために活躍したのが家人である。いわば士大夫の経済面の裏方をつとめたのが家人である。このために多数の家人を必要としたのである。この家人については曾て一文を草したことがあり、また近いうちに総括した研究を發表したいと思うので、ここではこれに止めておく。

本稿では新疆の葉爾羌に欽差された高樸の家人が、玉石の私販に際して、いかなる役割を果たしたかを具体的にトレースし、家人研究のための事例を提示して、家人の性格の一斑を明らかにし、併せて清代士大夫の経済的基盤の一端を究明しようと思うのである。

二、玉石問題の梗概

清代における玉石問題とは正白旗滿洲副都統の高樸が新疆省の葉爾羌に欽差大員として駐在して辦事していた時、

回人三千人を強制的に、城を去る四百余里の密爾岱山に派遣して玉石を私採せしめ、蘇州の商人その他と結託して售売し、利益をあげようとした事件である。たまたまこの事件は、乾隆四十三年、阿奇木伯克の色提巴勒底（『清高宗實錄』卷一〇六七作色提巴勒第）なる者が烏什辦事大臣の永貴に控告し、永貴は直ちにこれを上奏したために大問題となり、軍機処を中心に調査が繰り広げられ、その結果、高樸は革職され、現地で斬罪に処せられた。また多数の官吏が連累処罰されたのである。

高樸は滿洲出身の名臣高斌の孫である。高斌は内務府大臣にも任せられた経歴があり、大学士を授けられ、兩江總督、河道總督等も歴任し、康熙、雍正、乾隆の三代にわたって仕えた宿臣である。とくに河工に精通しており、乾隆帝からは寵愛されていた。父高恒も兩淮塩政、総管内務府大臣を歴任し、乾隆三十二年には正白旗滿洲副都統に任せられたが、翌年には兩淮塩政時代の疑獄事件を摘発され、斬罪に処せられている。高樸はこういう滿洲出身の名門の出であり、慧賢皇貴妃の姪でもあった。こういった関係から乾隆帝はとくに目をかけ、恩を加えて擢用したのであっ

た。^⑤

ところで当時、新疆の情勢については、『清高宗実録』(以下『実録』と略す)巻一〇七〇、乾隆四十三年十一月癸巳の上諭に、次のようにいっている。

従前各城回衆。於厄魯特時。派喀喇罕前往駐劄。受其種種苦累。復被霍集占兄弟。任意擾害。回子等甚屬難堪。朕因憐憫西域羣生。特移平定準部之兵。前往平定回部。安撫地方。即於各城分駐官兵。並派欽差大員。經理其事。是以回子等。賴以得就生理。各安本業。

従前、各城の回族は、厄魯特の際に、喀喇罕を派して前往駐劄させたために、種々の苦累を受けた。また霍集占 Kholji Khan 兄弟が擾害をほしいままにし、たえがたい被害をうけていたので、準噶爾を平定した軍隊を移動して、回部を平定し、人民を安撫したのである。そこで各城に軍隊を分駐し、欽差の大員を派遣し、その事務を經理させた。これがために、回族等は安んじて生業につくことができるようになったのであると。上諭はこれに続けていう。

後素誠在烏什。不知愛養回人。且与阿奇木伯克阿布都拉。任意滋擾。於私事輒行派果差使。以致回人怨憤激變。復經派兵平定。迄今二十年来。各處辦事大臣。均知守法。撫輯地方。頗屬寧謐。

後に素誠が烏什を治めていた時、回族を愛養せず、阿奇木伯克 Haim Beg (地方行政官) 阿布都拉と意に任せて擾累を滋くした。また私事に回人を累わして差使したために、回人が怨んで憤激し、変乱を起こした。そこで軍隊を派遣して平定した。以来二十年の歲月が経過した。その間各處の辦事大臣は回族の治めがたきを知り、よく法を守り地方を撫輯したので、寧謐な状態が続いていたと、これまでの新疆の回族統治の沿革を回顧している。上諭はさらにこれに続けていう。

不意高樸。又与鄂对・阿布都舒庫爾等。朋比為奸。恣意勒索。希圖漁利。私行派撥三千余人。往密爾岱山採取玉石。影通奸商。潜赴內地售賣。而鄂对・阿布都舒庫爾等。亦冀攜帶伊等私玉。遂告知高樸。復湊派二百余人。致令回子力不能支。各懷怨恨。実非意料所及。殊堪駭異。幸色提巴爾第。感激朕恩。念地方緊要。拋実呈告。永貴即秉公奏參。其事始得敗露。徹底查辦。以肅法紀而輯回民。若再遲一二年不辦。安知不又有如烏什従前之事耶。

ところが、思いがけなくも、これまで信頼していた高樸が、葉爾羌の阿奇木伯克の鄂对、伊什罕伯克の阿布都舒庫爾とぐるになり、回人三千余人を派撥して玉石を私採し、奸商

と勾結して内地に售売し、利益を計ろうとした。鄂対・阿布都舒庫爾等もまた、私玉を運び出そうとして、高樸に告知して回人二百余人を送り出そうとした。しかし回人はそれだけの労働に應ずる力がなく、すべての者が甚だしくこれを怨んだ。実に考え及ばぬことである。幸いにして葉爾羌伯克に転じた色提巴爾第が、この事件を烏什辦事大臣の永貴に控告したので、永貴がこれを参奏し、この事件が始めて暴露した。そこで、これを徹底的に捜査し、法紀を肅清して回族を安輯したのである。もし一二年この事件の発見がおくれていたならば、さきの烏什のような変乱が起っていたかもしれないと結んでいる。かくて高樸をはじめ関係者はすべて蔽罰に処せられ、この事件は一応落着する。以上が新疆における玉石事件の梗概である。

三、欽差高樸と需索

素朴な民族が文明社会に侵入し、その贅沢な生活に馴れると、その素朴な民族精神を忘れ、道義心を失ない易いものである。満洲民族も乾隆時代に入ると、すでに入関後、百年を経過している。その醇朴な風俗はまったく失われて、

漢人官僚の陋習にそまり、賄賂をとることを何とも思わなくなつた。高樸もその例にもれるものではなかつた。『実録』巻一〇六九、乾隆四十三年十月甲戌の条に

又議奏。兵部郎中宋国瓚。於高樸出差時。借給銀兩。應照例例得旨。宋国瓚。以兵部司員。乃敢借給高樸銀兩。明係因其為兵部堂官。藉端交結。實近來少有之事。不可不嚴加懲儆。宋国瓚。著改發軍台効力贖罪。

とあり、高樸は欽差大臣として新疆に赴任する時、兵部郎中宋国瓚から銀兩を借りている。高樸は兵部の堂官であるから、属官から借金することは蔽禁されていた。^⑦ところが宋国瓚は禁例を犯して銀兩を借給した。これは交結の緒を作るものとして宋国瓚は蔽罰に処せられた。高樸の借領した銀額が分らず、また何のために借金したのか不明であるが、あるいは旅費とも考えられないこともないが、想像を逞しうするならば、後述するように玉石私採を相当計画的にやっているから、その資金とも考えられるのである。あるいは借金にかこつけて、属僚から需索したのかもしれない。

高樸はまた新疆への赴任の途、各駅で需索を行なつて

いる。『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月己卯の条に

又論。軍機大臣訊掘高樸家人常永供稱。伊跟随高樸往葉爾羌時。沿途驛站。需索銀兩。少者四兩六兩。多至五六十兩等語。前因各省驛站。遇有欽差大臣官員過境。往往予備公館。長隨胥役。備辦供應。任意開銷。而大臣官員之家人前站。亦每有需索騷擾之事。屢降諭旨。嚴加飭禁。乃高樸奉差往葉爾羌。沿途經過各驛站。縱容家人需索騷擾。該督撫豈毫無見聞。何以不行參奏。

とあり、高樸は家人常永をして、各驛站で少きものは四六兩、多きは五六十兩に至る銀兩を要求している。これまで欽差大臣が通過するときには、各省の驛站では公館を準備し、長隨胥役は供應を備辦して任意に開銷させたので、大臣官員の家人は、驛站を前むごとに、需索騷擾の事件を起こした。そこでしばしば諭旨を降して嚴禁していた。しかるに高樸は經過の驛站で家人に需索を行なわせているが、督撫は一向に参奏をしないと、上諭はいつている。その理由については、上諭は次のようにいう。

伊等不過因高樸係兵部侍郎出差。驛站事務。亦其專管。故爾畏懼逢迎。甘心徇隱。設欽差大臣。勢位更有大於此者。沿途地方官。又将如何酬應乎。此事於吏治甚有關係。著伝諭周元理・巴延三・畢沅・勒爾謹。將因何不行查察参奏之故。明白回奏。

つまり督撫は、高樸が兵部侍郎として出差し、驛站事務は兵部の專管であるから畏懼して逢迎し、甘んじて隠しだてをしてるのである。また欽差大臣の勢位は、さらにこれより大なるものがあり、沿途の地方官は一体、いかに酬應しようとするのであるか。このことは吏治に甚だ關係のあることであるから、畢沅等の督撫に命じ、何故に查察参奏を行なわなかったかを明白に回奏させよと、軍機大臣に上諭を与えている。

このように高樸は出差の始めから、禁例に違つて借金をなし、道途にあつても違法行為を続けながら任地葉爾羌に到着すると、ここでは欽差大臣の肩書きを遺憾なく發揮して、醜穢な需索を平然と行なつた。それは中央政府から遠く監察の目が届きにくい点もあるが、葉爾羌は昔から玉の産地が近く、利権をあさろうとする有力者が彼の権威を利用しようとしたからである。

『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月甲寅の上諭に

摠永貴奏。審訊高樸婪贓各款。高樸俯首無詞。因訊其心腹家人沈泰等。摠供稱。任内積有金銀一万数千兩。珠寶不計其數等語。とあり、烏什辦事大臣永貴の上奏を引いている。それによ

ると、高樸の禁臠について、本人に審訊したが、首を俯して何も答えない。そこで心腹の家人沈泰を訊問したところ、任内に金銀一万数千両、珠寶はその数を計りえないと供述した、といっている。この供述に基き家宅搜索を行なったところ、銀一万六千余両、金五百余両を得たという^⑧。高樸が葉爾羌に出差したのが、乾隆四十一年十一月であるから、わずか一年半ばかりの間に、これだけの需索を行なっていたのである。

高樸が需索を行なうには手段をえらばなかった。『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月乙亥の条に

諭軍機大臣等。拋常永等供稱。高樸於補放伯克時。有索取銀兩之事。……其餽送高樸銀兩之五品伯克阿布都拉阿濟斯莫捫。及和闐阿奇木伯克遮底雅爾。俱著永貴一併查辦。

と見え、伯克を任命する時にも、銀兩をもとめている。また『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月癸卯の条に

又諭。昨拋永貴參奏。高樸貨買金珠。不發價值。

とあり、金珠を貨買しながら、その代価を支払っていない。また『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月丁亥の条に

高樸過保定時。因索取清鑿未給。將該臬辦差家人李玉鞭打。前

任知臬鄭製錦。隱忍不言。

とあり、高樸は保定を過ぎる時、清鑿をもとめてえず、該臬の辦差家人李玉を鞭打することを平気で行なうような人間であった。

以上のように、高樸はその地位を利用して、悪辣な手段で需索を行なったのであるが、それを引請けてやりとげたのが心腹の家人であった。このように高樸の需索の背景には常に家人が重要な役割を果たしていたのであるが、そのもつとも活躍したのは、葉爾羌の私採玉石の売りこみにおいてであった。

四 玉石私採の真相

『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月丁亥の上諭の一節に

自平定回部以來。所產玉石。除交官所余。招商變價外。其回民違禁私売。奸商潛蹤私買。載回內地。製器牟利者。並不始於此時。……至高樸駐劄回疆。敢於明目張胆。偷売官玉。價逾鉅万。突出情理之外。雖已審明在該處正法。尚不足抵其罪愆。

とあり、回部を平定以來、産出の玉石は官に交納した残り

は、商人を招いて出売する外、回民が禁例に違つて私売し、奸商がそれを私買し、内地に運搬して器に造り、利を牟はる者があった。そういう事実のあることは已に充分知っていたが、大目に見て厳禁しなかつた。ところが高樸が回疆に駐劄して以来、勇敢にも官玉を偷売し、鉅万の買値をえている。かかることは情理を越えた行為であり、すでに審明して現地で法規に従つて処分すといえども、なおその罪愆を償うに足らない、といつて、上諭は高樸の罪状の重きを指摘している。官の統制を破つて官の大きな利潤を横取りした罪をいつているのである。このように玉石販売には莫大な利益があつた。ここから現地の有力者や内地の商人富豪が高樸の葉爾羌出差を機会に、食指をこれに動かしたのである。高樸がすでに早くから玉石に目をつけていたことはいうまでもなからう。

『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月癸卯の上諭の一節に

伊什罕伯克。乃幫同阿奇木辦事之人。高樸擾累回民。理当諷阻。而阿布都舒庫爾和卓。從中慫恿取利。情實可惡。……其弟阿布賚則斯等。随同附和。亦应分別示懲。

とあり、伊什罕伯克の阿布都舒庫爾和卓は高樸に玉石の私採を慫恿し、自らもその利益の恩典に与らうとし、その弟もこれに随同附和している。同様の記載は同書九月乙巳の上諭の一節に

且摺内有商詢伊什罕伯克。以為甚属有益之語。其与伊什罕伯克。朋比為奸。或并為所慫恿。更属顯然。著將原摺鈔寄永貴。令其究詰。務使水落石出。

とあり、高樸は伊什罕伯克に慫恿せられて玉石を私採し、相互に交結していたことを伝えている。また『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月壬戌の上諭には

又諭。拋永貴奏稱。主事職銜達三泰。伊沙噶伯克阿布都舒庫爾和卓。於密爾岱山採玉之三千人外。添派二百名。回衆俱皆怨恨。業將達三泰等。嚴刑究訊。……達三泰等。慫恿高樸。當私舞弊。擾累回人。

とあり、主事職銜の達三泰も高樸に玉石私採を慫恿し、自らも私利を計らうとしている。また『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月壬申の上諭には次のように見えている。

又諭曰。鄂對前在軍營。曾賞給員勒職銜。授為阿奇木伯克。理宜感激朕恩。實力報効。如高樸擾累回人。偷販玉石。自當勸阻。不然。亦当如色提巴爾第。拋實控告。乃反扶同附和。給与高樸

金五十兩。玉二千余觔。令其帶回內地售完。

鄂対はさきに軍營にあつた時、貝勒の職銜を賞給し、授けて阿奇木伯克としてやつたのであるから、当然恩義に感じて報効すべきである。高樸が回人を擾累して玉石を偷販した時の如き、それを劝阻すべきであつた。さもなければ、色提巴爾第の如く、事實を控告すべきであつた。しかるに却つて扶同附和し、高樸には金五十兩、玉二千余觔を贈り、それをして内地に帶同して販売させているといつて、鄂対と高樸との交結を指摘している。さらに上論はこれに續けて

看来鄂対。従前亦有私採玉石之事。実属味良負恩。伊若尚在。亦当正法。今雖已故。伊子鄂斯璊。所襲貝勒職銜。著伝諭永貴。伝旨革去。

といつている。すなわち鄂対はこれまで玉石を私採したことがある。これは実に良心を欺き、恩に負く行為である。もし彼が生きておれば、当然法規に照して処分すべきである。今は死去しているけれども、彼の子鄂斯璊の世襲せる貝勒の職銜は、革去させよといつている。

鄂対は高樸に贈遺し、また玉石の私採を懲憚しているが、自らも玉石を私採して利潤をあげようとしたのである。

『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月壬戌の条には

楊魁奏称。鄂対尚欠張鑾銀七千餘兩。自應著落鄂対家屬。照數追出入官。

とあり、鄂対は張鑾の銀七千兩を欠いているから、家屬をして返却させようと、江蘇巡撫楊魁は上奏している。張鑾については後にも述べるが、山西出身の商人で、蘇州に玉鋪を開き、高樸とタイアップして新疆から玉石材料を求め、これに加工して販売していた豪商である。鄂対も張鑾と結び、玉石を私採していた。七千兩の銀も前払いの形で張鑾から受取っていたものを、突然死去したために、玉石を渡すことができなくなり、借金の形として残されたものであらうと思われる。

以上述べ来つたように、高樸の玉石私採は、欽差大臣として出差するとともに、現地有力者に懲憚され、着手にふみきつたことは事実である。そこで高樸は現地の有力者から懲憚されると、乾隆四十五年五月の間には、隔年に一度密爾岱山において玉石を開採することを願ひ出た。『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月乙巳の上論の一節に

諭軍機大臣曰。永貴奏。……茲檢閱高樸等於五月間奏。請開年

一次。於密爾岱山。開採玉石一摺。

のように見えている。これに対して永貴は次のようにいつている。

乃高樸奏。欲間年開採一次。名為嚴防回人之涉險營私。其実与商人串通漁利。是高樸特借此奏。豫占地步。得以逞所欲為。其居心尤不可問。且摺内有商詢伊什罕伯克。以為甚属有益之語。其与伊什罕伯克。朋比為奸。或并為所慫恿。更屬顯然。(同書)

高樸が隔年に一度開採せんと欲し、名づけて回人の涉險營私を嚴防するためであるというが、その実は商人と串通して利を漁ろうとするものである。これは高樸がとくにこの奏を借りて自分の地歩をあらかじめ樹立し、なさんと欲する所を逞しうしようとするものである。また高樸の奏摺には、伊什罕伯克にはかりとうたところ、甚だ有益なことであるとの返答をえたといっている。この事実から考えると、両者がぐるになって悪事をなさんとし、高樸が慫恿されたことは明らかであるといっている。

高樸はこのように地歩を固める一方、万端の準備工作を進めていたらしい。『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月癸丑の上諭の一節に

本日軍機大臣訊提侍衛納蘇圖供稱。庫車辦事之常喜。本年會肇獲葉爾羌回子等。偷出玉石。送高樸處辦理。高樸以五十觔以下之玉塊。向來俱不具奏。因招商變賣。每觔定價一錢等語。此等犯禁偷出之玉石。無論多寡大小。一經盤獲。該處之大臣官員。自應一面具奏。並將玉石送京。一面將偷帶之人。照例治罪。何以軫送葉爾羌覈辦。致高樸得以操縱自如。滋生弊端。常喜所辦本属非是。或係相沿如此。他處俱各相同。抑係常喜一人之意。著永貴查明具奏。

と見える。すなわち軍機大臣が侍衛納蘇圖を訊問した供状によると、庫車辦事の常喜は、本年に葉爾羌の回子が玉石を偷出したのを肇獲し、高樸の処に送って辦理した。高樸は五十觔以下の玉塊は従来みな具奏しなかったとし、商人を招き、每觔一錢の価で變賣したという。これら禁令を犯して偷出した玉石は、多寡大小に拘わらず、ひとたび盤獲をふれば、関係の大臣官員は、自ら具奏し、玉石は京に解送し、偷帯の人は禁例に照して処罰すべきである。何故に高樸の駐在する葉爾羌に送って査覈処理し、高樸が勝手に操縦することをさせ、弊端を滋生したのであるか。常喜の処置はよくない。かかる処置は慣行となり、他處も同じであるのか、それとも常喜一人の考えに出たものであるか、

永貴に命じて查明し、具奏させよと、上諭はいつている。この上諭からすると、庫車辦事の常喜も、高樸と何らかの關係をもっていたようである。

産玉の地方には侍衛が派遣されて管轄していた。『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月己丑の条に

該処(密爾岱山・奇盤・舒克蘇二処)卡座。向係大臣派委侍衛驗放。

とあり、密爾岱山産玉地方には奇盤、舒克蘇の二要地があり、卡座が設置され、ここに侍衛が派遣されて、玉石を驗放していたのである。ところが玉石を監督するはずの侍衛がみな高樸にまるめこまれていたらしい。『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月丙午の上諭の一節に

至侍衛納蘇図。為高樸攜帶物件。且甚為親密。高樸之事。納蘇図必知其詳。阿桂現已行文調取。

と見え、侍衛納蘇図は高樸と甚だ親密であり、彼のために物件を携帯したという。玉石もしくは重要書類などを、高樸のため内地にもちかえったことを指しているようである。これがために軍機大臣に訊問されたのである。同書には、これに続いて

至侍衛綽克託。係解玉之員。高樸既託其攜帶物件。自亦係通同一氣之人。俟其解玉到京時。並著阿桂。一併詳悉啟訊。

とあり、侍衛綽克託も官玉を解送する員であるが、高樸と通同し、彼のために物件を携帯している。綽克託については、『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月甲寅の上諭の一節に

至綽克託。係綽辦回疆事務之人。朕加恩用為吏部尚書。

とあり、解玉の員といっても、吏部尚書という高い官を与えられており、解玉を監督し、回疆事務を綽辦する重要な地位にあったのである。また『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月丁未の上諭の一節にも

閱高樸所開寄京物件單。……有交待侍衛納蘇図・奇理図。兩次帶回者。

とあり、侍衛奇理図は納蘇図とともに、二回にわたって高樸のため物件を携帯している。このように、高樸が玉石の私採販売を行なうについては、官僚軍人を監察する地位にあった侍衛^①をその仲間にだきこんでいたのである。

なお現地の有力な諸官が高樸とぐるになつていたことはさきに指摘したが、『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九

月丙午の条にも

又論曰。淑宝係葉爾羌督辦之員。従前曾任布政。署理巡撫。非不知事体輕重者。高樸如此任意擾累。色提巴爾第。俱不能堪。所可何事。豈可諉為不知。著伝諭永貴。嚴行究訊。

とあり、淑宝は葉爾羌督辦の員であり、もとは布政使に任じ、巡撫を署理した地位にあったのであるから、高樸のこのような擾累を知らないはずはない。だから永貴に伝諭して嚴重に究訊を行なわしめよと、上諭を下している。玉石の私採にあたっては、このように高樸はあらゆる重要なポストにある官僚にわたりをつけ、彼等をその仲間に入れ、あるいは黙認するように話合いをつけていたのである。こういう交渉の任に当ったのが家人であつたろうと思われる。ところで高樸がたやすく私玉を偷販することができたのは、何か特別な事情があつたのであろうか。それは官玉の発売がそのきつかけとなつたようである。『実録』卷一〇七一、乾隆四十三年十一月壬寅の上諭に

諭軍機大臣等。昨拋趙鈞瑞供稱。乾隆四十年。葉爾羌田雅德・瑪興阿。俱有発売官玉万余觔。以陸統收買四千二百余觔。俱經給有官票等語。現諭永貴。詳細查奏。

とあり、乾隆四十年に、葉爾羌では田雅德・瑪興阿が官玉万余觔を発売したので、郷約の趙鈞瑞は四千二百余觔を収買し、官票をもっている、供述したので、烏什辦事大臣の永貴に命じて詳細に查奏させた。永貴は次のように覆奏した。

茲復詢拋雅德稱。四十年間。採辦大玉。除挑選進呈外。其余零碎平常玉塊。於摺內聲明。照例變價。分給官兵認買。尚未奉到硃批。即奉調喀什噶爾。所有葉爾羌官玉變價之事。係瑪興阿・淑宝接辦等語。此項玉石。雖經雅德奏明變價認買。但原定之價為數過輕。若再照高樸所定之價出售。則伊等漁利尤重。更不成事体矣。

雅德のいうところによると、乾隆四十年の間、採辦した大玉は、挑選進呈するほか、その余の零碎な平常の玉塊は、奏摺内に例に照して変價し、官兵に分給して引請けて買わせたいと声明したが、硃批を奉到しないうちに喀什噶爾に転任させられた。そこで葉爾羌の官玉変價の件は瑪興阿と淑宝が引きついで処理したのであるという。このようにこの玉石は雅德が奏明して変價認買させようとしたものであるが、原定の価は甚だ安いものであった。高樸の定めた価で出売したならば彼等の利益は莫大なものになるといって

る。さらに永貴はこれに続けていう。

總之発売官玉。実開影射私玉之端。従前所辦。本属未妥。而日久弊滋。遂致高樸勾串官商。賊私狼籍若此。不可不徹底嚴懲。

要するに官玉を発売したことが、私玉を影射する端を開いたのである。従前の辦法がよくなかったたので、それが日を経るに従って弊竇をしげくし、遂に高樸が官商と手を握り、賊私狼籍かくの如き事態を発生させたのであるから、徹底して嚴懲しなければならぬと結んでいる。

五 玉石偷運と家人

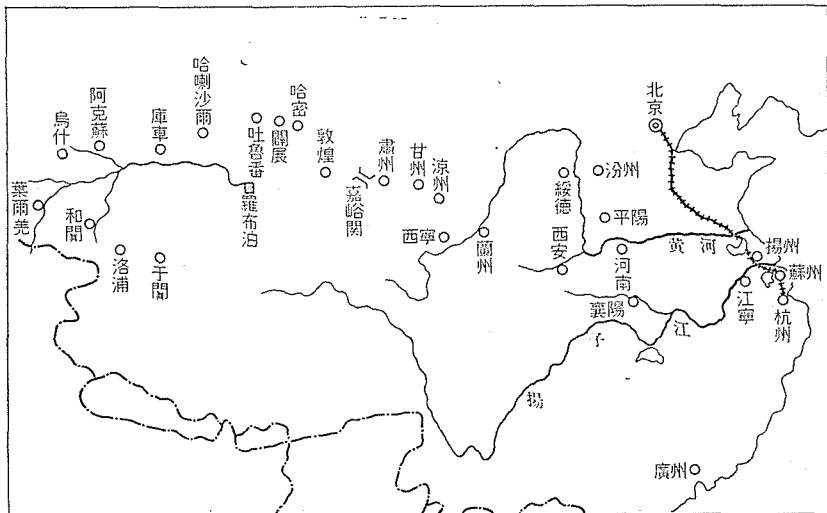
1 玉石の私販と収買地

『実録』巻一〇六七、乾隆四十三年九月丙午の上諭の一節に

高樸家信内称。所有物件。俱令〔家人〕常永・李福。兩次帶回家中之語。

とあり、高樸は玉石の内地販運を二人の家人常永と李福とに委任していたようである。そこでまず、二人がいかになし玉石を運搬販売していたかを見ようと思うのであるが、それに先だつて玉の収買地、運搬路について考え、玉の私

新疆玉石問題関係要図



販がいかにか盛行していたかを指摘しておこう。

『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月丁亥の条に

又諭。拋勒爾謹等奏。審訊在西安拏獲私販玉石之吳吉洲等七犯。堅供各玉石。或係発売網緞。在口外阿克蘇并蘭州價買。或係在蘭州・涼州・蘭州等處。以結欠貨帳。折得玉石。并或以貨換玉。帶回銷售。

とあり、西安で拏獲した玉石の私販商人吳吉洲等の供述によると、彼等は網緞を発売して口外の阿克蘇、蘭州で玉石を買出し、あるいは蘭州・涼州・蘭州で結欠貨帳をもって玉石を代りに取得し、あるいは貨物をもって玉石と交換し、帶回して銷售していたという。また『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月丙申の条には

又諭。昨拋畢沅奏。統獲商販玉石雷英等六人。訊明所帶玉石。係在哈密・關展・阿克蘇等處。有用銀陸統收買者。有將貨物易換者。

とあり、陝西巡撫畢沅の奏によると、玉石を商販する雷英等を拏獲して訊問したところ、その玉石は哈密・關展（鄯善）、阿克蘇等の地において、銀あるいは貨物をもって収買易換したという。また『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三

年十一月己丑の上諭の一節にも

昨經軍機大臣審訊張鑾。拋供。伊等向俱在阿克蘇。私買玉石。或與回人交手。或內地商人。在彼開鋪收買。其地為回城售売玉石之地。

とあり、軍機大臣が玉商人張鑾を審訊した供述によると、彼等は阿克蘇で玉石を私買する回人と取引することもあれば、内地商人のここで店舗を開き收買している者から買入れることもある。いずれにしても阿克蘇は玉石を售売する中心地であるといっている。以上の記載から、阿克蘇は産玉地にもっとも近く交通の要衝に当たっていたところから、玉石の一大集散地であったことが判明する。關展、哈密、蘭州、涼州、蘭州等の諸州においては西方からもたらされた玉が、これらの地においても販売されていたものと見える。玉は富豪の需要が多く高価であったために、その利潤も多く、これらの地方に購入に出かける密売商人も多かった。そこで『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月癸丑の条には

至新疆偷運內地玉石。必進嘉峪關。例底盤詰。

と見え、新疆から偷運し中国内地に向う玉石は、敦煌の東

方、嘉峪関において検査を受けていた。『実録』卷一〇六
七、乾隆四十三年九月乙巳の上論中に

偷採玉石。本有例禁。

と見え、また『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月丁
亥の上論中にも

復有私赴新疆。偷販玉石者。一經查獲。即照竊盜滿貫例。計贓
論罪。不能復邀寬貸矣。

とあるように、玉石の偷採ならびに偷販は嚴禁されていた
のであるが、以上述べた記事からも分るように、玉石の偷
販は絶えなかった。玉石は新疆から東西交通の大路を西か
ら東へと盛んに運ばれてきたのである。

2 家人常永と郷約趙鈞瑞

高樸の家人常永、李福等もこの大路によって東進し、沿
路玉石を偷販し、あるいは内地まで帶回してきた。まず常
永がいかにして玉石を販運したかを見よう。『実録』卷一
〇六七、乾隆四十三年九月癸丑の条に

論軍機大臣等。拋周元理奏。拋署望都県知県趙大経。盤獲跟隨
高樸家人常永之張元兒並同行之馬德亮。訊拋供稱。常永現在陝
西渭南県良天坡趙郷約家居住。有大車二輛。箱子四隻。現已飛
咨陝撫密等。並將張元兒・馬德亮。押送軍機處查辦等語。……

且聞常永家信。有令其兄來至渭南。接收辦理字樣。明係沿途出
売玉石。実出情理之外。

とあり、高樸の家人常永の跟随張元兒(兒字衍?)馬德亮を
牽獲して訊問したところ、常永は現在、陝西渭南県良天坡
の趙郷約の家に滞在し、大車二輛、箱四箇をもっているこ
とを自供した。且つ常永がその兄にあてた家信には、渭南
県まで玉石をとりに来るようにとあるという。郷約は郷村
の代表者である。高樸の家人が郷村のこういう顔役と連結
していたことは、重要な意味をもつものと考えられる。玉
石の運搬は長途にわたる。しかも禁例にふれる玉石を運搬
し、これを販売して歩くのであるから、よほど秘密裏にや
らなければならぬ。こういう必要から彼等の行動を庇護し
てもらう者が必要になる。そのためには相当莫大な利益を
喰わしてやらなければならぬ。後に述べるように、趙郷約
は玉石の密売を大々的にやっている。欽差の高樸とわたり
をつけておけば、玉石の収買や運搬に相当便宜がえられる
ことは明らかである。高樸にしても趙郷約に玉石を売りつ
けることができる。こういうところから、趙郷約と高樸と
の關係が生じたものであろう。

『実録』一〇六八、乾隆四十三年十月甲子の条には

又論。拋畢沅奏。接奉諭旨。覆訊常永。始拋供稱。高樸原有玉石一千觔。交伊与向在葉爾羌充當鄉約之趙鈞瑞。攜帶進口。沿途設法售賣。將銀帶京。常永先行。即被拏獲。趙鈞瑞尚在後未到。所攜玉石。曾否先去。未得知悉。

と見え、趙鈞瑞すなわち趙鈞瑞はもと葉爾羌にあって郷約に充てられていたことから、趙鈞瑞といわれるようになったらしい。山西・陝西の商人は早くから新疆方面に活躍の舞台を広げていたから、趙鈞瑞もすでに早くより葉爾羌で玉石を収買し、ここで経済的に大きな地盤を形成していたところから、郷約に推されたのであろう。それはともかくとして、ここで注目されるのは、高樸の家人常永と趙鈞瑞が協力して高樸の玉石を運搬し、途中で販売しながら、その売上げの銀を都に運んでいることである。高樸と趙鈞瑞とが密接に結ばれていたことが判明する。趙鈞瑞の玉石販売については後で詳述するので、ここでは常永の玉石販運について続けよう。

同書にはいう。

常永所遣馬德亮等在京供稱。常永帶大車五輛。分載玉石。載有

高樸玉料三千觔。家人等玉料一千觔。極為明確。今拋常永。止供認高樸有玉石一千觔。則所供尚多不實不尽。

常永の跟随馬德亮の在京における供述によると、陝西における常永の供述と喰違っている。さきには大車二輛といっているが、在京では五輛と供述している。また常永の供述では、高樸の玉石は一千觔といっているが、ここでは三千觔といい、これは確かであると馬德亮は供述している。ところで『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月壬戌の上諭にも

又論曰。畢沅奏。在長武縣地方。盤獲高樸家人常永等。搜查行李。僅有零星玉器什物。並無大玉材料。訊拋供稱。實在因病告假回京。不曾攜帶玉石。亦無隱匿寄頓等語。所訊全屬誑供。已於摺內批示。常永一犯。現拋直隸拏獲跟伊同行之張元・馬德亮等。送京審訊。供明常永帶大車九輛。箱子四隻。內載有高樸玉料三千觔。家人等玉料一千觔。現在暫住陝西渭南縣。差張元等來京。寄信伊兄。令其前往接收辦理。供情甚為明確。經節次伝論畢沅。迅速嚴拏解京。畢沅既將常永拏獲。

とあり、常永と張元・馬德亮の供述が見えている。陝西の長武縣地方で拏獲された常永は、訊問したところ、病氣のため告假して都に帰るところで、かつて玉石を携帯したこ

ともなく、また隠匿寄頓も行なっていないと、全くでたらめな供述をした。そこで直隸で拏獲した張元・馬德亮を訊問すると、常永は大車九輛、箱四箇をもっており、そのうち高樸の玉料三千觔、家人の玉料一千觔を分載していることを供述した。車輛の数は前に述べた数と合わないが、玉料の数量は合致している。『実録』卷一〇六八、乾隆四十年十月己未の上諭の一節にも

拋直隸盤獲跟隨高樸家人常永之張元・馬德亮等。送京審訊。拋供常永帶有玉石四千觔。現在陝西渭南縣居住等語。

とあり、常永の帶有した玉料は四千觔であると、馬德亮等は証言しているから、この玉料の数量は事実であろう。ここで注目されるのは、家人も高樸の四分の一の玉石を販運していることである。おそらく高樸もそれを認めていたものと思われる。家人にも相当莫大な利潤の分配があったのである。

なお、ここで注意すべきものは張元、馬德亮は常永に跟随するものと記されていることである。跟随もその仕事の内容から考えるとやはり家人であろう。『雍正硃批諭旨』一八冊、雍正三年七月九日、署理浙江巡撫印務按察使甘國

奎の上奏中に、大將軍年羹堯が青海から杭州將軍に遷る時の状況を述べて

家奴復有家奴。到杭者男女已不下千人。後來者尚未知其數。

とあり、家奴がまた家奴をもっていたという。家奴とはもちろん家人である。また同書九冊、雍正四年十一月初二日、刑部左侍郎黃炳等の上奏中には

將跟隨〔家人〕陳八僕人夏玉之小厮高大。行提到案訊。

と見える。陳八は淮関監督慶元の家人であるが、陳八には僕人夏玉があり、夏玉にはまた小厮高大なる者がいたという。このように家人には階層的な一種の組織があり、仕事を分担していたのである。それだけ仕事が多くなり、複雑になっていったからであろう。

陝西渭南縣の趙鈞瑞が、高樸の玉石販運に協力していたことをさきに指摘したが、彼自身もまた相当大掛りな玉石の販運を行っていた。『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月乙未の条に

諭軍機大臣等。畢沅奏。於長安縣地方。拏獲趙金海遺回之雇工黃虎兒。並起出衣服雜貨七十一箱包。訊鞫供稱。趙鈞瑞之子趙世保。并伊弟趙金海。在蘇置辦。令其押貨先行。趙金海尚在蘇

州未回。并聽得伊等先令肅州人牛四。帶玉石赴蘇。売銀二万余兩。牛四現在揚州梗子街宝玉行内等語。趙金海係趙鈞瑞之弟。且既在蘇置買物件。自必將玉石売去。收回價銀。始能辦貨。亦係案内應行訊究之犯。現尚逗留在蘇。著伝諭楊魁。即速派委幹員。嚴密查拏務獲。

と見える。畢沅の奏によると、長安県地方で趙鈞瑞の弟趙金海の遣回した雇工黃虎兒を拏獲し、また衣服雜貨七十一箱包を起出した。訊問したところ、趙鈞瑞の子趙世保ならびにその弟趙金海が、蘇州にあって買い整え、彼に物貨を押し送して先に出発させたのである。趙金海はなお蘇州にあり未だ回っていない。きいたところでは彼等は肅州の人牛四をして玉石を帶して蘇州に赴かせ、銀二万余兩に売却した。牛四は現在揚州の梗子街宝玉行内にいるということであると供述している。牛四については、同書、丙申の条に論軍機大臣等。昨拋畢沅奏。拏獲趙金海乃趙鈞瑞之弟。牛四亦伊等夥計。先後攜帶玉石。赴蘇販売。置辦貨物。均係高樸一案干涉之人。自應緝獲到案。訊究明確。歸案辦理。

とあり、趙鈞瑞の夥計である。肅州は西方から運び来る玉石の一集散地であり、玉石を収買する必要から、趙鈞瑞は

肅州人牛四をその夥計に採用したのであろう。牛四は趙鈞瑞のため玉石を蘇州に運んで販売し、帰途には物貨を購入して運んでいたのである。趙鈞瑞の玉石販運の經營方法については、『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月辛丑の条に、興味深い記載がある。

又論。拋畢沅奏。拏獲趙鈞瑞之子趙世保。究出伊父同衛良弼・徐盛如等。合夥販玉。帶往南方貨売。共有四起。約重四千余觔。每起合夥人数。多寡不一。各人所出本銀。亦多寡不齊。玉石所売銀兩。照股分収。共計売出蘇平色銀一十四万一千兩。除現在起獲趙世保貨物。及会票銀兩。照數查追外。其供出之同夥各人。分過銀數。約計十萬兩有零。自應一併追出。以警奸販等語。

趙鈞瑞の子趙世保の供述によると、趙鈞瑞は衛良弼・徐盛如等と合夥つまり資本を出しあって玉を私賣し、これを南方(おそらく揚州・蘇州・江寧等の大都市)に運んで貨売していた。ともに四群あり、四千余觔の玉石を販運した。每群の合夥の人数は一定していない。各人の出資額も多寡ひとしからず、玉石販売の利潤は股に照して分配する。売上額は十四万一千兩、分配額は十万余兩あったという。出資者の数が分らぬから、一人あたりどれだけの利潤があったか、

分らぬが、しかし相当利益があったことは間違いないであろう。合夥がいわゆる山西商人の経営の一つの方式であったことが、これで判明する。

3 家人李福と山西商人張名遠

高樸の玉石偷販に活躍したもう一人の家人は李福である。李福は葉爾羌から数千觔の玉を運んで大路を東進した。

『実録』巻一〇六八、乾隆四十三年九月辛未の上諭の一節に

又諭曰。嘉峪関為新疆往來總路。前因回疆大玉塊。間有偷販內地之事。曾諭令勒爾謹。於嘉峪関嚴行查詰。乃李福攜帶玉石數千觔。裝載車輛。明目張胆。進関而行。関口員役。詢係高樸幕友家人。竟不查看。即行放過。

とあり、これまでしばしば大玉塊を内地に偷販する者があったので、嘉峪関で嚴重に取締りを行っていた。ところが李福が車輛に数千觔の玉石を装載して関に到着すると、関の員役から質問をうけた。高樸の幕友家人であると答えると、欽差の威権におそれをなしてか、査検も行なわず、直ちに通過を許している。同書には続けて次のようにいう。

該犯等載玉至肅州。乃復毫無盤詰。……至李福所帶玉石車輛。

拋供。由肅州即換驛頭。從口外邊牆一帶行走。至山西汾州府等語。

李福は玉石を載せて肅州に達したが、ここでも何らの盤詰をうけない。ここで玉石を車から驛頭に積み換え、口外の邊牆一帯を進み、山西の汾州府に到着したという。さらに同書には、これに続いて、常永の玉車が陝西道に入ったことを述べ

此一路亦是奸徒偷玉所必經。即現獲之吳芑洲等。所売之玉一千余觔。即其明証。

という。すなわちこの一路は玉石を偷販する者の必ず經由する道である。現獲の私販商人吳芑洲もその明証であるといっている。また李福およびその勾結していた山西出身の蘇州の玉商張鑾（一名名遠）^①が一緒に玉石を運搬した道筋が『実録』に見えている。それを表示すると次のようである。

乾隆四十二年十一月、甘州・涼州↓翌年二月初、山西綏德・永寧・汾州・平陽↓河南↓臨淮関↓浦口換船↓江寧

由泗安一路、四月初、繞道↓蘇州

李福、張鑾は甘州涼州から江寧、蘇州に来るのであるから、

辺境一带山西等の繞道をとらず、蘭州、西安から襄陽に出で、漢水・揚子江を利用すれば、容易にしかも早く到達することができるはずである。ところが、李福・張鑾をはじめ趙鈞瑞・吳芑洲等の玉石偷販者がみなこぞって陝西・山西省から内地に入り、ここから蘇州へと下っている。また上諭にもこの道が玉石偷販者の常道であるといっている。

何故に玉石偷販者は陝西・山西路をとって内地に入ったのであろうか。張鑾、趙鈞瑞がいわゆる山西商人であるように、玉石商人には山西商人が多いか、または山西商人と關係のある者が多かったのではないかと考えられる。この推察が正しいとするならば、玉石の販売においても、山西商人が大いに活躍していたことになる。

ところで李福は江寧に到着すると、高樸が兩江總督高晋の親姪であることを利用し、沿路無事通過して蘇州に至り、玉石を発売しようとした。『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月壬戌の上諭に

又諭。前以高樸家人李福赴蘇。借辦貢為名。售売玉石。路過江寧。投遞家書。高晋並不究詰。

とあるように、李福が蘇州に赴くのは辦貢のためであると、

高晋に家書を投遞したので、高晋はこれを信じて李福を究詰しなかつたのである。同書には、これに続いていう。

昨獲薩載等奏。已竊獲李福。拋供今年三月内。由浦口坐船。到江寧投信。並呈玉腕皮統等件。告知高晋。往蘇州購買玉器等語。つまり辦貢とは高樸が天子の聖節あるいは四季の節日などに玉器等を貢納するをいう。李福はその玉器を購入するために蘇州に行く、高晋に投信して沿路検閲無用の護牌を入手したのである。在京の王公大臣、督撫、塩政等の高官にはこの慣例があつたが、高樸にはまだその資格はなかつたのである。『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月壬戌の上諭の一節に

高樸官僅〔兵部〕侍郎。職分不応進貢。何必遣人赴蘇。置辦玉器。

と見え、高樸の官は兵部侍郎であるから、職分として進貢すべきではない。それなのに、何故人を蘇州に遣わして玉器を購入しようとするのかと、上諭は述べ、さらに続けて、高晋は当然李福を詰問し、その船隻行李を盤査すべきであるのに、それをやらなかつたのは、高樸はその親姪であり、心に袒護し、また高樸はその叔高斌の孫であることを考え、

これを保全しようと思つたからであらうと結んでいる。

かくて李福は無事蘇州に到着すると、山西出身の玉商張名遠（張鑾）の家に投宿した。『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月己未の条に

茲抛伊齡阿奏稱。查得本年三月内。有西客張名遠。從口外來蘇。後來四月間。有高樸家人李姓等。住在他家。攜帶物料甚多。約值銀數十萬兩。

と見える。ここに李姓とあるは李福に間違いなく、彼は数十万兩に及ぶ玉石を携帯したのである。この玉石を張鑾と串通して販売した。『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月丁卯の条に

李福・張鑾在蘇。串同夥售玉石。得價至十二万八千余兩之多。とあり、蘇州では十二万八千余兩の玉石を販売している。

玉石の偷販に際しては張名遠のほか、有力な援助者がいた。『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月丁未の条に

諭軍機大臣等。昨抛大学士公阿桂等奏。查抄高樸家產。其家信内。有家人李福。差往內地辦事。冬底可以到京之語。……茲復聞其家信内。尚有辦事熊先生。今年冬底也可到京等語。所称熊姓。既係伊辦事之人。其到京之期。与李福相仿。或同李福到蘇州江寧。亦未可定。

とあり、熊先生なる者がいて、李福の玉石販売とともに処理していた。この熊先生については『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月己酉の上諭によると、次のようにいっている。

諭軍機大臣等。抛阿桂等奏。伝到熊姓之子熊鶴齡。抛供。伊父熊派係鎮江出旗監生。充四庫館稽錄。高樸赴葉爾羌時。隨往代管筆札等事。上年高樸寄給伊父銀兩。代捐州同職銜。今年三月回京。既往鎮江葬墳等語。

大学士阿桂等が熊姓の子熊鶴齡を訊問した時の供述によると、彼の父は熊派といい、鎮江の旗人出身の監生であり、四庫館の稽録に充てられていた。ところが高樸が葉爾羌に出差するとき、随従して筆札を代管することを命ぜられた。上年、高樸は父のために銀兩を出し、州同の職銜を代捐してくれたのである。今年三月、葉爾羌から都にかえり、葬墳のため直ちに鎮江に行ったと。阿桂等は葬墳にかこつけて蘇州あるいは江寧に行ったものと考えている。果してその推察の通りであった。『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月壬子の条に

今又統訊熊鶴齡供稱。伊父本同李福。欲往蘇州販賣玉石。行至

汾州。因病暫行存住。後經病痊到京。即於閏六月內。趕赴蘇州。幫同李福貫売了等語。

とあり、熊瀛は蘇州における李福の玉石販売を援助するため、葉爾羌からかえされたのであるが、汾州で病気がかかった。病気が快癒するや、一応都にかえり、閏六月には、すでに蘇州に赴き、李福の玉石偷販を幫同したことを、熊鶴齡はついに白状したのである。蘇州地方における玉石の販売は相当大掛りなものであるから、手が足りないということもあるが、一方、李福だけに任せておけば、不正もする。これを監視する意味から、高樸の相当信頼していた子飼いの熊瀛を差し向けたかもしれない。

ところで李福の玉石販売に、もっとも大きな役割りを演じたのが張鑾であつたらしい。張鑾については、『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月丁卯の条に

又論。拋揚魁覆奏。查辦高樸家人李福。及夥売商人張鑾等因一摺。所稱飛咨張鑾原籍山西撫臣。查封該犯贓財之處。云云。

と見え、山西出身の商人である。また『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月辛酉の条に

其張鑾一犯。即係伊齡阿所奏之張名遠。

とあるように、張名遠と同人である。彼はさきによれたごとく乾隆四十三年四月、口外から蘇州に帰つたとあるように、自らも新疆に出かけて玉石を収買していた。鄂対が彼の銀兩七千兩を借りたまま死亡したことは、先に述べたが、その証左であらう。

このように張鑾は自らも玉石の買入れに出かけ、また李福からも玉石を受け入れ、協同して販売していた。蘇州には彼と意を通じた玉商が多くいたらしい。『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月癸未の条には

查訊張鑾同夥馮致安口供内称

とあり、蘇州の同夥に馮致安なる玉商のいたことを伝えている。また『実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月己未の上諭には

今張名遠。敢与高樸家人勾通。公同作弊。則不可不審明重治。

但其罪亦止於張名遠。其從張名遠手内転售之人必多。恐現在蘇州玉鋪。皆不能免。若因此事輒転根究。必致擾累衆人。

とあり、蘇州には張名遠の玉石を転売する玉鋪が多くあるだろうが、玉石偷販の罪は、張名遠一人に止めよといっている。張名遠の玉石販路は蘇州に止らない。北京、揚州、

江寧その他の大都市に及んでいたであろう。揚州については後述するが、『実録』巻一〇六九、乾隆四十三年十月癸未の条には

〔巴延三〕尋奏。肅州道陳之銓。旧有長隨袁添福。現已告假出口。訊拋管門家人供称。上年袁添福。曾買過張鑿玉石。俟咨提該犯到甘究辦。報聞。

とあるように、張名遠は肅州道陳之銓の長隨袁添福にも玉石を買却している。肅州道陳之銓が買いあげたことはいうまでもない。この陳之銓自身が玉石を偷販していたらしく、『実録』巻一〇七五、乾隆四十四年正月甲寅の条に

又論。執勒爾謹奏。安肅道陳之銓。管門家人袁炳堂即袁添福。在葉爾羌。陸統交過高樸家人沈泰金銀綢緞等物。該犯係微賤長隨。安得有此賫本。

とあり、管門家人袁添福を葉爾羌に遣わし、高樸の家人沈泰に金銀綢緞を渡して玉石を買入れさせている。因みに実録では袁添福を長隨といひ管門家人ともいつている。兩者は本質的にはやや相違があるが、清代にはこの例に見られるように、殆んど同じ意味に使用している。管門家人とは家人のうち、主人の玄関を管理する家人である。いま引

用した癸未の条では、管門家人を門上ともいいかえていますが、同じものである。

張名遠の販路については、さらに『実録』巻一〇七〇、乾隆四十三年十一月戊子の条に

論。本日拋〔山西巡撫〕巴延三奏。起獲張鑿同夥私販之衛全義。寄壳各玉器。内有玉如意一枝。票開價銀四千兩。

とあり、山西にも及んでいる。山西は彼の郷里であるから当然のことであるが、彼は同夥の衛全義から一箇四千兩もする玉如意を含む玉器の寄託をうけて販売しようとしている。

以上述べたように、張名遠は全国の至る所に販路をもつた有力な玉商であった。張名遠は高樸と結ぶことによつて沿路の盤詰を免れ、有力な官僚や豪商にも關係をつけることができ、諸種の便宜を得ることができたであろう。高樸の家人李福もまた張名遠の協力を得て、玉石を巧みにルートに流すことができた。さきに述べたように、李福は蘇州において、張名遠の協力のもとに、十二万八千余兩の玉石を偷販することができた。この密売に対して蘇州巡撫楊魁は查拏奏辦しなかつた。『実録』巻一〇六八、乾隆四十三年十月己未の条には

又論。前以高樸家人李福等。攜帶玉石。販運蘇州售完。該撫楊魁。並不查拏奏辦。甘心徇隱。已降旨令其明白回奏矣。

とあり、その理由を明白に楊魁に回奏させよと旨を降している。李福は江蘇巡撫楊魁とも何らかのかかわりをもっていたことが想像される。

蘇州で多額の玉石を偷販した李福は、余貨をまとめて北上した。『実録』巻一〇六八、乾隆四十三年十月己未の上諭の一節には

李福等於九月中。乘坐大船。裝載箱籠四十余隻。張掛高樸兵部左堂旗号。必由漕墅関經過。舒文管理関務。船隻過関時。豈有竟不查檢貨物上稅。聽其連樸北上之理。抑係討関免稅。徑行放過。二者必居一於此。舒文乃敢徇情故縱。不行參奏。其罪實無可逭。

と見える。すなわち李福は九月中に、大船に乗りこみ、玉石等を入れた四十余の箱を装載し、船には高樸の兵部左堂の旗号を高くかけ、漕墅関を経由して北上しようとした。この時、関務は蘇州織造監督の舒文が兼務していた。船が税関を通過する時、舒文は貨物を査検して税をとらず、連樸北上することを許した。高樸の兵部左堂の旗号を恐れ、あるいは高樸の叔高晋が两江総督の任にあったので、その

勢力に畏れをなしたことも想像されるが、それとともに李福が舒文にうまく裏面から取り入っていたことも事実であろう。『実録』巻一〇六九、乾隆四十三年十月甲戌の上諭の一節に

伊(舒文)承辦玉器。常有玉匠往来。若輩声息相通。

と見え、舒文は玉器を承辦することから、玉匠の往来があり、これとは親密な関係にあった。李福はこういう関係を見ぬぎ、玉器を舒文に贈ったかもしれない。同書にはこれに続いて

李福解到時。經軍機大臣訊問。拋供。曾將高樸名帖。及高晋所給護牌。到織造衙門。舒文令其開單。代為上稅。供詞確鑿。

とあり、李福を捕え都に解到して軍機大臣が訊問した時、次のように供述している。高樸の名帖と高晋が支給した護牌をもって織造衙門の舒文の所に行った時、舒文は彼に所要のことを単に書き入れさせ、代わりに税金を出してくれたという。いずれにしても、李福と織造衙門監督の舒文とは密接な関聯をもっていたことは明らかである。

李福の北上の一つの目的は、揚州において玉石を偷販するにあったらしい。『実録』巻一〇六七、乾隆四十三年九

月戊申の条に

高樸之父高恒。曾任塩政。或因揚州行塩商人。均係伊父旧時熟識。遣李福等前往該處。售売玉器。亦未可定。

とあり、高樸の父の高恒は曾て塩政に任せられたことがあるので、揚州の塩商のうちには、高恒の熟知の者が多くいるはずである。そこで李福はその縁故をたどり、揚州に行き玉器を售売するかもしれぬと、大学士の阿桂はいってゐるが、この推察は正鵠を得ていたのであろう。さきにふれたように、趙鈞瑞の夥計牛四も揚州梗子街の宝玉行内に長く滞在して玉石売込みの交渉に當っている。また『実録』卷一〇七〇、乾隆四十三年十一月丙申の条に

此等大玉器皿如意。非売給塩商。即售与督撫。

とあり、大玉器皿や、さきにふれたように一個四千兩もする如意は、塩商に売るに非ざれば、督撫に売りつけるといつている。塩商は督撫等の大官とともに玉商の重要な得意であった。

塩商が玉器を購入するのは、彼等自身の奢侈生活のためであると同時に、他方では督撫や塩政等の高官に献ずるためであった。『清史稿』卷一二九「食貨志」には

嘉慶四年。命停各省塩政中秋節貢物。

とあり、中秋節には各省の塩政は貢物を進上するのが慣例であった。とくに兩淮塩政等は、同書に

〔嘉慶〕二十五年。命停兩淮玉貢折價銀。

とあるように、高価な玉器を献上していたらしい。後にはそれが折價銀に変わった。その額が相当なものであったことは、『東華統録』道光卷一四、道光六年十月甲子の条に朕御極之初。已將每年〔兩淮〕玉貢折價銀兩。停其交納。並免節年未解未報玉貢銀一百六十余万兩。

とあり、道光帝が即位した初、未納の玉貢銀が百六十余万兩あり、これを免除したというから、毎年相当額の玉貢折價銀が貢進されていたに相違なからう。だとすると、当初進献した玉器は相当高価なものであったと想像される。これらの負担が塩商に負わされたことはいまでもなからう。こういうわけで揚州は玉器のもっとも重要な販路の一つであった。

李福は揚州における取引が終ると一路北上した。北京はおそらく最大の販路であったであろう。『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月壬申の条に

又論。拋軍機大臣審訊高樸家人李福供稱。從蘇州起身。……至由開・揚関。亦皆驗放。到淮関盤獲。……寅著輒敢將高晉所給護牌收去。意欲消弭。實屬徇情胆大。至礙敬。尚屬晚事之人。……乃竟匿不上聞。止願袒護同官。不復知有國法。初不料薩載竟至於此。

とあり、李福は蘇州を大船に乗って出発してから由開・揚関を経由したが、ここでも盤詰がなく、無事淮関に到着した。しかし、ついに淮関監督寅著に盤獲されたが、寅著は高晋の支給した護牌を収去して、事実を消滅しようとした。江南河道總督薩載もまた事件を知悉せるに拘わらず上聞せず、同官を袒護しようとして計っている。

六、むすび

かように高樸の玉石偷販には多数の官僚や商人、郷紳、家人等がこれに関係をもっていた。玉石は新疆から内地に運搬され、その販路は広範に亘っていたので、関係者も多数に上っていた。軍機処を中心にしてこの事件が調査され、事件の全貌が明るみに出ると、いもずる式に多数の者が拏獲され処罰を受けた。高樸は直ちに現地で処刑され、その尸

骸を内地に携え回ることさえも許されなかった。この事件を直接担当した家人の李福・常永、沈泰はもちろんのこと、高樸と結託していた山西商人張名遠、郷約の趙鈞瑞も蔽罰に処せられた。さらにこの事件に関係し、高樸に偷販を慫慂した回族の阿奇木伯克阿布都舒庫爾和卓等、監督の地位にありながら解玉に加わった侍衛緯克託等、監督の地位にあり、これを拏獲しなかった布政使署理巡撫の淑宝、巡撫の畢沅、两江總督高晋、蘇州織造監督舒文、淮関監督寅著ら、その他多数の官僚が監督不行届きで処罰されたのである。

乾隆時代には、これより少し前、一千万両を越える塩務の疑獄事件があり、これには揚州の塩商と塩運使や中央の高官も関係していた。高樸の父高恒もこの事件に連坐して処刑されている。^⑩このように乾隆時代も後半期に移ると、多くの疑獄事件があらわれる。それには必ず滿洲出身の高官が参画しているのが注目される。滿洲民族は支配者であるから、重大な疑獄事件に関連をもつのは、当りまえのことであるが、この時代になると滿洲人は往年の素朴な尚武の気性を消失して、贅沢な生活を享樂する漢人の士大夫と殆んど変らぬものとなっていた。生活が奢侈化すると、政

府からの給与では生活を支えきれない。どうしても自ら金儲けの手段を考えなければならなくなる。こういう時期にもっともつけねられるのは、彼等の政治上に有する高い地位である。乾隆時代には外国銀が多量に流入し、社会は好景気に湧いていた。揚州の塩商や山西出身の諸商人がもっとも活躍したのもこの時代である。ただ商人がこういう時代でも巨利を博そうとすれば、どうしても政權と結びつき、その庇護を受ける必要がある。ここから諸種の利権の闖取引きが行われ、疑獄が続出したのである。利権の闖取引きを広くやるには、よほど信頼するに足るヴェテランが要求される。この必要から家人なる者が活躍することになる。さきにもべた塩務の疑獄事件において中間に立って働いたのは家人であったが、高樸の玉石偷販事件においてもその主役は三人の家人であった。ただこの事件においては山西商人が大きな役割を演じていた。清朝の興起以来、山西商人は政府の財政に大きな貢献をなしていたが、満洲出身の高官の経済にも、やはり山西商人が重大な関聯をもっていたのである。歴史的にも地理的にも山西商人は、清朝政權とは深いつながりをもっていたということが、このよ

うな結果をもたらしたものと思われる。

① 玉は中国内地でも産しないことはない。『清程類鈔』卷四四「商品」の条に

玉産陝西之西安。雲南之激江。新疆之莎車・和闐州。

とあり、陝西の西安、雲南の激江にも産するが、史上にはあまり現われない。量産が僅少なためか、あるいはその開採がずっと後世にあるためであろう。

② 宮崎市定「東洋的近世」「中国近世の政治」

③ 拙稿「清代における坐省の家人」（『田村博士頌寿東洋史論叢』所収）

④ 『清史列伝』卷一六、高樸伝

⑤ 同書、高嶺、高恆、高樸伝

⑥ 『清高宗実録』卷一〇六八、乾隆四十三年十月戊午、上諭中の一節
今年三月。鄂対病故。高樸即奏請以鄂対之子鄂斯瑞。接辦該処阿奇木伯克事。朕以為若如此。父子相繼辦事。竟似葉爾羌之阿奇木。

為伊家世職。久之与唐時藩鎮何異。因将色提巴爾第。調至該処。以鄂斯瑞調赴喀什噶爾。意在為回部伯克。防微杜漸。

⑦ 『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月戊申の条、上諭の一節
至摺内尚有究出高樸向兵部宋姓借銀一節。高樸係兵部侍郎。乃与属員借貸銀兩。与受均有碍得之罪。

⑧ 『実録』卷一〇六七、乾隆四十三年九月甲寅上諭

⑨ 同註④

⑩ 拙稿「清代の侍衛について——君主独裁権研究の一齣——」（『東洋史研究』二七、二）

⑪ 拙稿「清代の郷約・地保について——清代地方行政の一齣——」（『東方学』二八）

⑫ 拙稿「清朝の興起と山西商人」（『社会文化史学』二）

⑬ 『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月己卯条

⑭ 『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月壬午条

茲拙著將護牌進呈。閣牌內稱。按准欽差駐劄葉爾羌辦事大臣高札知。現差家人李福等來爾。到蘇辦理貢物。發給執照。以免沿途盤詰等語。

『実録』卷一〇六九、乾隆四十三年十月壬申条

⑮ 宮崎市定「清代の胥吏と幕友——特に雍正朝を中心として——」

○頁)『東洋史研究』一六、四)

⑯ 『実録』一〇六九、乾隆四十三年十月乙亥条

⑰ 拙稿「清代における塩務の疑獄について」(『東方学』三二)

本稿は文部省総合研究費交付による研究「明清時代における基礎的総合的研究」作成中の一副産物である。昭和四十五年八月十七日稿了。

(京都大学教授)

About the Agricultural Technique in *Lü-shih-ch'un-ts'iu-shangnung*
呂氏春秋上農 and Other Three Volumes for the Third Time

by

Riichi Ôshima

this article introduces the essay by Prof. *Song Ki Min* 閔成基 of Korea "A Study of Agricultural Art in *Lü-shih-ch'un-ts'iu* 呂氏春秋" with some opinion of the writer. According to Mr. Min in the cultivation of *Lü-shih-ch'un-ts'iu* 呂氏春秋 the way of making a ridge of one *Mou* 畝 three *Ch'uan* 畝 had been carried into effect, but the width of *Ch'uan* made by eight *Ts'un* 寸 *Szu* 耜 in the volume of *Jên-ti* 任地 is eight *Ts'un* and that of *Lung* 隴 one *Ch'ih* 尺 two *Ts'un* and in the way of sawing *Shang-t'ien* 上田 is planted by *Ch'uan-chung-po-chung* 畝中播種 and *Hsia-t'ien* 下田 by *Lung-shang-po-chung* 隴上播種.

On the contrary, my opinion is that *I-mou-san-ch'uan* 一畝三畝 theory should be agreed upon, but the widths of *Ch'uan* and *Lung* 隴 consist in the standard of one *Ch'ih*; and the sawing in the volume of *Jên-ti* should be agreed upon, but in the volume of *Pien-t'u* 弁土 both *Shang-t'ien* and *Hsia-t'ien* be planted by *Lung-shang-po-chung*.

Jade-plot in *Sin-chiang* 新疆 of the *Ts'ing* 清 Dynasty

by

Tomi Saeki

Mancourians, especially the officials of high-rank, in a hundred years after immigration into China would enjoy their luxurious modern living like Chinese: therefore, their life came to be badly off and caused various scandals, taking advantage of their position. *Kao-p'ê* 高樸 was among the rest. As he was sent as *Ch'in-ch'ai-ta-yüan* 欽差大員 to *Sin-chiang* 新疆, he wanted to make a big profit by smuggling jades of *Yeh-rh-chiang* 葉爾羌. In this case took part many persons, such as powerful officials, *Hsiang-shên* 鄉紳 and resident influential persons of

Hui-tsu 回族. Moreover, the most remarkable fact is that the merchants in *Shan-si* 山西, who had the close relation to the finance of *Ts'ing* 清, participated in the planning; and his most reliable persons were charged with the planning and management of this smuggle.

This article, through the investigation into the Jade-plot, tries to make clear the background of the economic life of *Shih-tai-fu* 士大夫 since *Sung* 宋 period.

Bismarck's Policy for Acquirement of Colonies

—a preliminary essay for the theoretic arrangement—

by

Jiichi Nakayama

The fundamental question in the Bismarck's policy for acquirement of colonies is how to explain the fact that in spite of his statement against acquiring colonies before 1884 he completed five times as large a colonial empire as the German Empire by a single effort for a short period from 1884 to 1885, and after the period again did he assume an indifferent attitude to the colonial problems.

The former opinions about his attitude could be generally divided into two groups; one is of the opinion that they should find the reason in his consideration to the then home political situation in Germany, the other in his European policy. Classifying them from another point of view, we can divide them into two standpoints; one judging from his intention and motive in German acquirement of colonies and on the contrary the other from the social and economic necessity to drive Germany toward the acquirement of colonies.

This article, changing our way of classification in this manner, tries to arrange the various interpretations for about a half century past about the problem of Bismarck and the acquirement of colonies, in which in the writer's mind is the mutual influence of economic logic and political dynamics, and therefore this article also may be a casestudy about the methodology to this troublesome problem.